

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する説明会のご案内

黒石法人会では、事業者の方を対象として、消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する説明会を開催します。
多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

現在、区分記載請求書等に基づき摘要税率ごとの区分経理を行うこととされていますが、令和5年10月1日から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。導入後は、適格請求書発行事業者が発行する適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。課税事業者の方が適格請求発行事業者(登録業者)となるためには、税務署に申請書を提出し登録を受ける必要があります。
この申請書の受付が本年10月1日から開始されます。

開催日時：令和3年9月1日(水)

午後1時30分～

会場：スポカルイン黒石 2階大会議室(黒石市ぐみの木3-65)

受講料：無料

講師：黒石税務署法人課税部門 担当官

定員：35名(定員になり次第、締切ります。)

申込み先：公益社団法人黒石法人会(黒石市大字前町40-5)

※下記申込書に必要事項をご記入の上、8月25日までにFAX又は電話でお申し込みください。

TEL・FAX 0172-53-6625



消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する説明会に申し込みます。

参加時間 ①午前の部 10時30分～ ②午後の部 13時30分～
(参加する時間に○をつけてください。)

住 所 _____

事業所名 _____

参加者名 _____

電話番号 _____

*当日、体調のすぐれない方はご遠慮ください。また、マスク着用、検温、手の消毒にご協力ください。

*個人情報の取り扱いについては、当会の事業活動以外の目的では利用することはありません。

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する説明会のご案内

黒石法人会では、事業者の方を対象として、消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する説明会を開催します。
多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)は、令和5年10月1日から始まります。インボイス制度導入後は、適格請求書等発行事業者のみが適格請求書を交付することができ、この適格請求書の保存が消費税の仕入税額控除の要件となります。令和3年10月1日から適格請求書等発行事業者の登録申請は始まり、多くの事業者の方が登録申請をされております。令和5年10月1日から適格請求書等発行事業者になる場合は、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

開催日時：令和4年9月9日(金)午後1時30分～

会場：スポカルイン黒石 2階大会議室(黒石市ぐみの木3-65)

受講料：無料

講師：黒石税務署調査部門 担当官

定員：30名(定員になり次第、締切ります。)

申込み先：公益社団法人黒石法人会(黒石市大字前町40-5)

※下記申込書に必要事項をご記入の上、9月2日までにFAX又は電話でお申し込みください。



TEL・FAX 0172-53-6625

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する説明会に申し込みます。

住所 _____

事業所名 _____

参加者名 _____

電話番号 _____

*当日、体調のすぐれない方はご遠慮ください。また、マスク着用、検温、手の消毒にご協力ください。

*個人情報の取り扱いについては、当会の事業活動以外の目的では利用することはありません。

～税務署からのお知らせ～

年末調整等に関するパンフレットの送付について

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者の皆様へ「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を送付しておりましたが、今後はこれらのパンフレットに代えて、改正事項（昨年からの変更点）や国税庁ホームページなどを案内したリーフレットを送付いたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

～年末調整等に関するパンフレットは国税庁ホームページをご覧ください～

年末調整等に関するパンフレットは、9月下旬頃に国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載いたします。

お問い合わせ/黒石税務署 調査部門（法人担当） 0172-52-4111